

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

提案団体

山形県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。

具体的な支障事例

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

根拠法令等

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県

○提案団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。  
○当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している。同法人が公立の教育研究機関として住民の理解を得ながら運営を継続していくためには、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与

が必要であると考えている。

一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる。ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。

○当市においても、評価委員会から評価を受けるため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人においても、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。

○公立大学法人については、6年ごとの県の中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に県の評価委員会において意見聴取し、客観性や中立公正性を担保している。このような中、計画内容や実績に大きな変化が生じていない場合においても、毎年、時間と労力をかけて、法人が年度計画や実績報告書を作成し、県の評価委員会を開催して評価を受ける方法は非効率である。本提案のとおり効率化を図り、教育の質の向上や地域貢献に資する取組等に注力することが望ましい。

#### 各府省からの第1次回答

公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている。この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることが求められている。

国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学において国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた新たな枠組みに見直すため、中期計画への指標の追加により適正な業務運営を担保しつつ、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされた。

公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任の担保については、①学校教育法で定める認証評価制度により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関からの評価を7年以内に1度受審する必要がある、外部組織が大学の教育研究活動や組織運営の状況を定期的に確認した上で、必要に応じて改善していく体制が整備されている。

また、②公立大学法人は、設立団体から毎年度財務諸表の承認を受ける必要がある、承認後は速やかに財務諸表を公告するとともに、財務諸表や事業報告書、決算報告書等を一般の閲覧に供することとなっている。

さらに、③公立大学は、設置者である各地方公共団体の地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるため、毎年、各自治体の議会に財務諸表等を提出し、地方公共団体の各種政策が体现されているかなどの評価により、適切なガバナンスが行われている。

加えて、山形県の公立大学法人を例にとれば、④公立大学法人は、重要施策のひとつである、若者の定着・回帰の促進に係る主要な担い手であり、その取組状況がチェックされるとともに、設立団体と常日頃から密接に連絡を取り合う関係にある。

これらの制度的な取組み(①～④)を基本に、公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任が担保されていることと、年度計画・年度評価の廃止に向けての検討を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を踏まえ、必要な対応について検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

国立大学法人が同様の制度見直しを行ったことを踏まえ、前向きに検討をいただきたい。

検討のスケジュールについて第2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

地方独立行政法人法においては、公立大学法人の業務運営の透明性や説明責任の担保等のため、公立大学法人に関して年度計画及び年度評価の義務づけを行っている。

一方で、同法の公立大学法人に係る制度については、基本的に国立大学法人における制度改革を踏まえて、制度の見直しを行ってきた経緯があることから、ご提案いただいた内容に関する必要な措置については、国立大学法人における制度と同様に見直す方向で取り組む。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省 第2次回答

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。

この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済みの状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないかと考える。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【共通】

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

【総務省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うた

めの要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。

【文部科学省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるのが、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系である。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。

各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えるので、ご理解いただきたい。

【文部科学省】

一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表 2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においても、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取扱としているものであり、その取扱は適切と考えるので、御理解いただきたい。

他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、当該他の既存の計画で代用可能とする。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

279

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。

具体的な支障事例

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。

また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を經由して)文部科学大臣に提出しなければならない。

しかしながら、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、具体の対応方針を定める個別施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。

また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。

施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、群馬県、千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市

○提案団体が記載しているとおりに、「施設整備計画」に記載する事項は他の計画、特に「建築計画」と重複する部分が多い。

○施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」を公表しており、学校ごとの情報は「建

築計画」を作成、県に提出しており、別途「施設整備計画」を作成する重要性は少なく、負担も大きい。

#### 各府省からの第1次回答

施設整備計画は、平成18年に公立学校施設整備に係る国庫補助金を交付金化した際に導入されたものであり、地方公共団体は、同計画の範囲内で年度間の事業量の変更や事業間の経費の流用等を行うことが可能となるとともに、客観性・透明性の確保の観点から同計画を基に事後評価を行うなど、交付金化に伴う地方公共団体の裁量拡大の基礎としての位置づけを有している。

施設整備計画には、文部科学大臣が定める「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本計画」に即して、老朽化対策や安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的向上等に係る目標とその達成のために必要な事業、施設整備計画の評価に関する事項等について盛り込むことを求めている。他方で、個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)は、各地方公共団体が学校施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するために策定するものであるため、学校施設整備に係る具体的な目標及びその達成のために必要な事業並びに実施した事業に係る事後評価について明示的に記載することが求められているわけではない。従って、施設整備計画を個別施設計画で代替させることは困難である。

また、建築計画は、文部科学省が各地方公共団体において次年度に実施予定の事業を把握し、次年度予算要求の検討に向けた基礎資料とするなどの目的から、毎年度作成を依頼しているものであるが、これにより把握している内容はあくまで調査時点における予定に過ぎずその後の交付決定等の内容とは異なる。前述のとおり、学校ごとの整備事業について施設整備計画に記載されていることが事業間の経費の流用の基礎となることに鑑みても、施設整備計画を建築計画で代替させることも同様に困難である。

なお、学校ごとの整備計画等の情報を建築計画で代替することが困難な状況において、施設整備計画を個別施設計画で代替させるとした場合、個別施設計画に学校ごとの詳細な整備計画等の情報を盛り込む必要があり、この場合、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする度に個別施設計画を改訂する必要が生じ、かえって自治体負担の増加につながる恐れがあると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画策定に係る負担の大きさから、施設整備計画について、個別施設計画や建築計画との代替を可能とすることを通して負担軽減を求めるものである。

個別施設計画については、国のインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき各自治体の教育委員会が策定しているものであるが、施設整備計画及び建築計画については、交付金を受けるために必要なものとして作成しているものであり、記載内容が多く、記載内容も細かく定められているため、自治体の負担が大きい。また、3計画の中で内容が重複していると思われる項目(施設整備計画と個別施設計画における「施設整備計画の目標」や「学校等の整備状況」、施設整備計画と建築計画における「学校ごとの事業の内容や工事費等」など)や、計画の趣旨に照らして真に必要な情報であるか不明な項目(施設整備計画における「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」等)もある。さらに、建築計画は文部科学省が都道府県教育委員会に貸与する専用端末に入力する必要があるが、外部からエクセルデータを取り込めないため手入力が必要であるし、また、市町村における建築計画や施設整備計画は都道府県を経由して提出することになっており、都道府県におけるとりまとめや確認作業等、提出にあたって大きな負担となっているところである。

このようなことから、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画の在り方を再度検討いただいた上で、施設整備計画の建築計画及び個別施設計画との代替や項目の精選など自治体の負担軽減につき検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

施設整備に係る計画の手続きについては、提案の対象となっている3つの計画の在り方を検討した上で、負担軽減策を積極的に講じること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、

法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

施設整備計画、建築計画、個別施設計画の3計画について、それぞれ内容や項目が類似しているが、地方公共団体が補助金の申請等を行う際に、これらの計画を本当に策定する必要があるのか、3計画のあり方を改めて見直していただきたい。

建築計画の策定目的が予算要求に向けた需要調査であるならば、各施設の情報を細かく「計画」という形に落とし込ませて提出させる必要はないのではないか。調査方法の見直しと合わせて、施設整備計画への統合等を図るべきではないか。

その上で、法定計画である施設整備計画については、個別施設計画と重複する項目は削除するなど、スリム化を図るべきではないか。

### 各府省からの第2次回答

施設整備計画の記載事項については、交付金化により地方公共団体の裁量が拡大された学校施設環境改善交付金に関して、地方公共団体が客観性・透明性の確保を果たすことを趣旨の一つとして設定されているものであり、またその内容も個別施設計画の記載内容と完全に重複しているものではないが、提案を踏まえ、現状必須記載とされている「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」の項目を地方公共団体の判断で記載する自由記載項目とすることや、施設整備計画の目標に関して個別施設計画における記載を引用することを可とすることなど、地方公共団体の判断で弾力的な対応が可能となるようその取扱について検討する。

また、建築計画については、真に必要な内容となるよう調査項目を精査した上で、次年度の整備需要を調査するものとして実施することを検討する。なお、指摘のあった建築計画の入力については、手入力ではなくシステムを活用してデータを取り込むことが可能な方法が既にあり周知している。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

268

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

## 提案事項(事項名)

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

## 提案団体

神戸市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

## 具体的な支障事例

学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。

しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT 利活用のための基盤の整備」(目標 17)を定めており、この計画を参酌して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。

また、GIGA スクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内 LAN 等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が解消され、事業実施に注力することができる

## 根拠法令等

学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市

○学校教育情報化推進計画の策定における負担等を考慮し、内容の整合性を確認した上で、既に策定済みの計画や指針等に置き換えることを許可いただきたい。計画策定と財政措置の関係については意見なし。

○同様な計画の策定を複数求められることが非効率で自治体の負担となることは事実であるため、改善が必要と考える。国の学校教育情報化推進計画(案)を見る限り、具体的な数値目標等がなく抽象的な内容となっており、自治体において参酌して計画を策定することに困難を伴う。むしろ教育振興基本計画の目標17(及びそれらに基づいた5か年計画等)の方が、具体的な数値を示しており、自治体としては参酌して計画を立てやすいのが実情である。国において学校教育情報化推進計画の策定スタートを機に、例えば、教育振興基本計画における

情報化の推進に係る部分を(学校情報化推進計画の抜粋扱いにする等により)シンプルにし、学校情報化推進計画の内容を数値目標を盛り込む等により具体化する等し、自治体において教育振興基本計画の情報化の推進に係る部分の負担を軽減し、学校情報化推進計画策定に注力できる形としてはどうか。

#### 各府省からの第1次回答

御指摘の学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)で国に策定が義務付けられているものである。同法は議員立法で成立した法律であり、文部科学省としてはまずその趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。

また、学校情報化推進計画は、ハード整備に限らず、学校教育の情報化の推進に関する施策について総合的に定めるものであることから、「GIGA スクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内 LAN 等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。」とのご指摘は当たらないと考えている。

このため、「学校情報化推進計画を廃止すべき」との神戸市のご提案を受け止めることはできないが、現行の規定はあくまで努力義務であり、全ての自治体に対して計画策定を義務づけるものではないので、ご理解を賜りたい。

また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとしたい。

また、当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。

国の学校情報化推進計画の内容については、専門家会議やパブリックコメント等の御意見も踏まえつつ、教育振興基本計画との関係を含めて検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の学校教育情報化推進計画(案)は教育振興基本計画と内容に重複する部分が多く、また、学校教育の情報化の推進に関する法律の提案時に課題とされていたデジタル教材の不足や、ICT機器等の整備状況に地域差異がある等の状況は、GIGA スクール構想等によって改善されており、現時点で計画を策定する必要性はないと考えている。

「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」とのことであるが、当該計画の策定が実質的な義務付けとなることのないようにしていただきたい。また、そのことについて、通知等により明確化していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高槻市】

「また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。」とのことですが、それが可能であれば、「教育振興基本計画等の他の計画」だけで既に計画が策定されており、学校教育情報化推進計画が独立している必要性は低いのではないかと考えられます。また、他計画で置き換えること、抜粋で良いとなった場合、同じ内容のものを二元管理することとなります。一つ一つの計画だけで見れば、負担は大きくないように見えますが、自治体側はその他の計画でも似たような状況があり、コロナ禍で通常事務の負担も増す中、自治体にとっては計画策定は非常に大きな負担の事務であり、重複するような内容の計画については、可能な限り廃止を検討していただきたく存じます。また、「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」については、将来に渡って考えていないという理解でよいでしょうか。

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画策定・改定の時期や進め方は自治体の裁量によること、計画策定を財政措置の要件とはしないことも含め、通知等により明示するべきではないか。

議員立法であっても、GIGA スクール構想の進捗も踏まえ、今一度状況を検証し、計画の在り方について検討していくべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)は議員立法により成立した法律であり、文部科学省としては、その趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。しかしながら、今回いただいた御意見や、御指摘の計画策定等の見直しの原則を踏まえ、

・各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能であること

・計画策定・改定の時期や進め方は各自治体の実情に応じて判断されるべきこと

・計画の策定そのものを財政措置の要件とする予定はないこと

を通知において明記することとしたい。

また、本法の施行状況を適切に把握し、必要な対応を検討することとしたい。